

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 5 章 果樹等及び立竹木 第 2 節 立竹木</p> <p>(森林の主要樹種の立木の標準価額)</p> <p>115 113((森林の主要樹種の立木の評価))の「標準価額」は、次に掲げる樹齢別の区分に従い、それぞれ次に掲げる 1ヘクタール当たりの価額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 標準伐期に達するまでの立木</p> <p>イ 樹齢 1 年以下の立木</p> <p>標準状態にある森林の立木の通常費用現価の 100 分の 70 に相当する金額。この場合における費用現価の計算の基となる費用の額は、<u>次に掲げる費用の額からその費用について国及び地方公共団体から交付される補助金の額に相当する金額を控除した金額とする。</u></p> <p>(イ) 苗木代又は苗木掘取荷造費の額</p> <p>(ロ) 苗木運搬費の額</p> <p>(ハ) 地ごしらえ費の額</p> <p>(ニ) 植付費の額</p> <p>(ホ) 植付後 1 年間に支出する次に掲げる費用の額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>下刈費、つる切費、肥料代、鳥獣虫害の予防費、防火線修繕費、管理人給料、自家労賃相当額及び雑費</p> <p>ロ 樹齢 1 年を超え <u>m 年未満</u>の立木 (<u>「m」の値は、杉は 39、ひのきは 32、松は 46、くぬぎ及び雑木は 10 とする。以下同じ。</u>)</p> <p>次に掲げる算式により算出した金額</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 果樹等及び立竹木 第 2 節 立竹木</p> <p>(森林の主要樹種の立木の標準価額)</p> <p>115 113((森林の主要樹種の立木の評価))の「標準価額」は、次に掲げる樹齢別の区分に従い、それぞれ次に掲げる 1ヘクタール当たりの価額とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 標準伐期に達するまでの立木</p> <p>イ 樹齢 1 年以下の立木</p> <p>標準状態にある森林の立木の通常費用現価の 100 分の 70 に相当する金額。この場合における費用現価の計算の基となる費用の額は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(イ) 苗木代又は苗木掘取荷造費の額</p> <p>(ロ) 苗木運搬費の額</p> <p>(ハ) 地ごしらえ費の額</p> <p>(ニ) 植付費の額</p> <p>(ホ) 植付後 1 年間に支出する次に掲げる費用の額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>下刈費、つる切費、肥料代、鳥獣虫害の予防費、防火線修繕費、管理人給料、自家労賃相当額及び雑費</p> <p>ロ 樹齢 1 年を超え <u>10 年以下</u>の立木</p> <p>次に掲げる算式により算出した金額</p>

$$A_i = C \times 1.001^{i-1}$$

$$+ \text{補助金相当額} \times \frac{\text{m年の標準価額}}{\text{標準伐期の標準価額}} \times \frac{(i-1)^2}{(m-1)^2}$$

上の算式中の「 A_i 」、「 C 」、「補助金相当額」、「 m 年の標準価額」及び「標準伐期の標準価額」は、それぞれ次による。

A_i = 樹齢 i 年（1年を超え m 年未満）における立木の標準価額

C = 上記イの（イ）から（ホ）に掲げる費用の額（ただし、（ホ）についてはその費用の全額とする。）からその費用について国及び地方公共団体から交付される補助金の額に相当する金額を控除した金額の100分の70に相当する金額

補助金相当額 = C の金額を計算する場合に控除した補助金の額に相当する金額の100分の70に相当する金額

m 年の標準価額 = 下記八の標準価額

標準伐期の標準価額 = 別表2（主要樹種の森林の立木の標準価額表等）の「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を基として算出した金額

八 樹齢 m 年の立木

樹齢 m 年の標準状態にある森林の立木の売買実例価額を基とし、精通者意見価格、原木市場又は製材工場等における素材価額等を参酌して定める価額

三 樹齢 m 年を超え標準伐期に達するまでの立木

次に掲げる算式により算出した金額

$$A_i = (A_n - A_m) \times \frac{(i-m)^2}{(n-m)^2} + A_m$$

上の算式中の「 A_i 」、「 A_n 」、「 A_m 」及び「 n 」は、それぞれ次による。

A_i = 樹齢 i 年（ m 年を超え標準伐期まで）における立木の標準価額

A_n = (1)の標準価額

A_m = 上記八の標準価額

n = 標準伐期

(3) (省略)

$$A_i = C \times 1.02^{i-1}$$

上の算式中の「 A_i 」及び「 C 」は、それぞれ次による。

A_i = 樹齢 i 年（1年を超え10年以下）における立木の標準価額

C = イの標準価額にイの（ホ）の金額の100分の70に相当する金額を加算した金額

八 樹齢10年を超え標準伐期に達するまでの立木

次に掲げる算式により算出した金額

$$A_i = (A_n - A_{10}) \times \frac{(i-10)^2}{(n-10)^2} + A_{10}$$

上の算式中の「 A_i 」、「 A_n 」、「 A_{10} 」及び「 n 」は、それぞれ次による。

A_i = 樹齢 i 年（10年を超え標準伐期まで）における立木の標準価額

A_n = (1)の標準価額

A_{10} = 上記ロにより計算した樹齢10年における立木の標準価額

n = 標準伐期

(3) (同左)

別表2 主要樹種の森林の立木の標準価額表等

1 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表

樹種	標準価額
杉	98千円
ひのき	134
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	44

(注) は、北海道を除く。

2 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「C」の金額表

樹種	「C」の金額
杉	103千円
ひのき	141
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	48

(注) 1 は、北海道を除く。

2 「C」の金額とは、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の(2)の口の算式中の「C」の金額を示す。

3 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「補助金相当額」の金額表

別表2 主要樹種の森林の立木の標準価額表等

1 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表

樹種	標準価額
杉	190千円
ひのき	230
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	75

(注) は、北海道を除く。

2 樹齢1年を超え10年以下の森林の立木の標準価額を計算する場合の「C」の金額表

樹種	「C」の金額
杉	210千円
ひのき	245
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	82

(注) 1 は、北海道を除く。

2 「C」の金額とは、115((森林の主要樹種の立木の標準価額))の(2)の口の算式中の「C」の金額を示す。

樹 種	「補助金相当額」の金額
杉	389 千円
ひのき	534
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	184

(注) 1 は、北海道を除く。

2 「補助金相当額」の金額とは、115 の(2)の口の算式中の「補助金相当額」の金額を示す。

4 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の「標準伐期の標準価額」の金額表

樹 種	「標準伐期の標準価額」の金額
杉	934 千円
ひのき	2,028
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	346

(注) 1 は、北海道を除く。

2 「標準伐期の標準価額」の金額とは、115 の(2)の口の算式中の「標準伐期の標準価額」の金額を示す。

5 樹齢m年の森林の立木の標準価額表

樹 種	標準価額
杉	178 千円
ひのき	201
松(とど松、から松及びえぞ松を除く。)	107

(注) は、北海道を除く。

6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表
(省略)

3 標準伐期にある森林の立木の標準価額表
(同左)